

第25回世田谷区農業委員会総会

日：令和4年8月31日（水）

場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

第25回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和4年8月31日（水）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 宍戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、植松智、石井勝、石井朝康、三田浩司、加々美栄一、野島秀雄、宮川喜久、橋本正志、大塚信美、荻部嘉也、鈴木利彰、細井誠一、岩本敏行、海老澤健、本澤絢子、いたいひとし、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 黒岩さや香、事務次長 荒井広司、主事 吉田健彦、主事 岡田英朗、主事 関智秋

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当無し】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・特定農地貸付法に基づく承認申請について
5. 協議事項
 - (1) 令和4年10月の総会日程（案）について
 - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
 - (3) 一般社団法人東京都農業会議『第62回企業的農業経営顕彰』候補者の推薦について
6. 報告事項
 - (1) 内田農業振興会『第56回農業功労者表彰』候補者の推薦について
 - (2) 令和4年度農地管理推進月間について
 - (3) ふれあい農園「リンゴのもぎとり」の開催について
7. その他
 - (1) 東京都指導農業士募集について
 - (2) 令和4年度未来につながる持続可能な農業推進コンクールについて
8. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻少し前ではございますが、皆さんお揃いになりましたので、ただいまより第25回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

(配布資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宋戸会長、よろしくお願ひします。

(会長挨拶)

次に、本日の署名委員ですが、志村秀典委員、植松智委員にお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入りたいと思ひます。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。第2号議案は全て専決処理となっております。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件、第5条が4件となっております。

それでは、事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局 それでは初めに、第4条、第5条のご説明をさせていただきます。まず、農地を住宅にする場合等は農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものにする場合、かつ、所有者の変更がある場合は第5条の手続が必要となります。この届出につきましては、会長の専決処理としておりますので、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

それでは、資料No.1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。受付番号4-4-8。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No.2-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号4-5-11。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No.2-2をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号4-5-12。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 2-3をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号4-5-13。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 2-4をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号4-5-14。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

○宍戸会長 第2号議案を説明させていただきましたが、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

それでは、続きまして、(3)の第3号議案その他の事項について上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願の2件につきまして、申請者より来月改めて提出したい旨の連絡がございました。したがって、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が11件、特定農地貸付法に基づく承認申請が4件ございます。

それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願を審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 4-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました志村秀典委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○志村委員

(委員より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきました。証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No. 4-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいたします

○海老澤委員

(委員より、申請内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ありがとうございます。意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきました。証明書を発行することにいたします。

次に、3件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No. 4-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている

旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします

○鈴木委員

(委員より、申請内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、4件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.4-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします

○加々美委員

(委員より、申請内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきました。証明書を発行することにいたします。

次に、5件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました岩本敏行委員、調査結果の報告をお願いいたします

○岩本委員

(委員より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきました。証明書を発行することにいたします。

次に、6件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.4-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました志村秀典委員、調査結果の報告をお願いいたします

○志村委員

(委員より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので証明書を発行することにいたします。

次に、7件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4-7をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件につきまして調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします

○加々美委員

(委員より、申請内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、8件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4-8をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を

行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました植松智委員、調査結果の報告をお願いいたします

○植松委員

(委員より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、9件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 4-9をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました石井朝康委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○石井(朝)委員

(委員より、申請内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

10件目ですが、農業委員である〇〇委員からの証明願となっております。農業委員会等に関する法律第31条1項「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。本件の審議中は〇〇委員には退室していただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

[〇〇委員 退席]

○宍戸会長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4-10、No.4-11をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました大塚信美委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○大塚委員

(委員より、申請内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

〇〇委員には入室をお願いいたします。

[〇〇委員 着席]

○宍戸会長 以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わり

ます。

続きまして、特定農地貸付法に基づく承認申請を審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 区が宅地化農地、生産緑地を区民農園として土地所有者から新規、継続を含めてお借りする際の根拠となる法律が特定農地貸付法であります。今回は、新たに4園区民農園を開設するために借り受ける案件につきましてご審議をお願いいたします。

特定農地貸付法は、地方公共団体、農協、農家、企業、NPO法人等が小面積の農地を市民農園として都市住民等に短期間貸し付けることができるよう、農地法の特例を定めた法律で、平成元年に成立しております。区民農園は、令和4年4月現在、19園、806区画が世田谷区内の区民農園、ファミリー農園の名称で運営しております。1区画は15㎡で、月額の利用額は1区画当たり960円となっております。

それでは改めまして資料No.5をご覧ください。第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしくをお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、承認させていただきます。

これをもちまして第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和4年10月の総会日程(案)についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.6、令和4年10月の総会日程(案)についてをご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、9月15日木曜日午後3時から、会場は区役所第2

庁舎第5委員会室での開催が決定しております。

令和4年10月の開催日時につきましては、10月19日水曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎5階会議室（スワン・ビーナス）での開催を予定しております。

なお、前回もお願い申し上げましたが、9月の総会につきましては、申請の締切りから5日しかないため、農地調査につきましては前倒しで行うこと、また、場合によっては2回お願いする可能性がございますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

○海老澤委員 10月19日の総会なんですけれども、この日は喜多見次大夫堀公園の脱穀の日じゃなかったか。それに当たっちゃうと3名来れない。それでも、事務局に報告して発表してもらおう形で済めば、皆脱穀の方に行くことになるのかな。用事がかぶっちゃっているものだから。

○事務局 すみません、事務局の方でも把握しておりませんでした。

○海老澤委員 その形によければ、私たちは脱穀の方に3名行くことになるかもしれません。

○宍戸会長 日付を変えるということは今のところ無理なんですかね。

○事務局 ちょっと検討してみます。

○宍戸会長 もし日程がほかになかった場合には、3名の方が欠席しても過半数以上なので、できることはできるんですよね。では、後で調整して皆さんに連絡させていただきます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ご意見ないようですので、では、今の日程を検討して連絡させていただきます。これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○宍戸会長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次に、(2)生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、生産緑地の取得のあっせん依頼について説明をさせていただきます。資料No.7でございます。

こちらは、先月の農業委員会総会にて、主たる従事者証明願について農業委員の皆様にご審議いただき、証明書を発行した案件でございます。7月26日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけたが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にはあっせんのご案内をする次第でございます。

以上でございます。

○宍戸会長 この件につきましてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 次に、(3)一般社団法人東京都農業会議「第62回企業的農業経営顕彰」候補者の推薦について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.8-1、それから8-2をご覧ください。一般社団法人東京都農業会議「第62回企業的農業経営顕彰」候補者の推薦についてでございます。

まず、本件の概要について説明をさせていただきます。農業委員会の東京都組織であります一般社団法人東京都農業会議において、新しい東京農業を築く取組を推進している中で、地域に即応した生活環境を整備し、近代的な技術を基に、創意工夫とたゆまぬ努力によって企業的経営を確立している先進経営者を顕彰することにより、経営発展を目指す農業者の具体的な目標とすることに、東京農業の発展に資することを目的として、東京都農業会議にてこの事業を設けているところでございます。農協に推薦いただき、最終的に農業委員会が推薦するものでございます。

推薦基準といたしまして、過去7年以上都内農地において農業を営み、企業化を計画的に進めている40歳以上の者であること、また、年間農業収入が概ね500万円以上で、かつ農業部門で利益が生じていること等が要件として挙げられます。

なお、今回推薦のあった候補者につきましては、本日の総会で承認をいただき、今後の書類選考、現地調査、審査会を経て受賞者として決定され、来年2月18日に実施される東京都農業委員会・農業者大会にて表彰される予定でございます。

今回、各農協様に協力いただく中で、JA東京中央千歳地区管内から〇〇委員を、JA東京中央砧地区から〇〇さんをご推薦いただいているところでございます。推薦内容につきましては、別紙にてご確認をいただければと思います。

この件に関しましては、〇〇委員ご本人の協議となりますので、本来であればご退室い

ただくべきなのかもしれませんが、ご質問等があった際にご意見いただく参考人としてこのままご着席いただければと思います。ただし、決議には参加できませんので、ご承知おき下さい。

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、意見がないようですので、企業的農業経営顕彰候補者の推薦については、案のとおり推薦することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 では、案のとおりで決定いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 報告事項の1つ目は、内田農業振興会からの第56回農業功労者表彰候補者の推薦についてでございます。

こちらにつきましては、一般財団法人内田農業振興会から各農協宛てに推薦依頼がなされたものであり、最終的に農協及び農業委員会会長の連名で推薦するものでございます。推薦基準につきましては、2つございまして、1つ目が農業の発展または振興に功労のあった方、2つ目が農業後継者の育成に功労のあった方ということで表彰を行っております。

今年度はJA世田谷目黒様、JA東京中央様ともに推薦候補はなしとのご報告をいただいております。

続きまして、令和4年度農地管理推進月間についてです。資料No.9をご覧ください。

昨年同様、9月1日から10月20日の期間、こちらにつきましては皆様にご協力をお願いする世田谷区の農地パトロールの実施要領となります。記載された期間で訂正がございまして、ペーパーの方には令和4年9月1日木曜日から10月20日火曜日と記載がございまして、10月20日は木曜日でございます。ご訂正の方をお願いいたします。

調査の詳細につきましては、後程担当者よりご説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、資料No.10をご覧ください。ふれあい農園「リンゴもぎとり」の開催です。周知方法につきましては、9月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内

内をさせていただきます。

事務局からの報告事項については以上でございます。

○宍戸会長 この件につきましてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

次に、その他についてです。事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 その他ですけれども、こちらはお知らせになります。本日お配りいたしました「東京都指導農業士募集のご案内」のリーフレット及び推薦依頼です。こちらは東京都産業労働局で行っている事業となります。

まず、東京都農業指導士とはどのような制度かと申し上げますと、平成28年度に東京農業の担い手の確保、育成を目的に創設され、現在100名以上の指導農業士が認定されており、世田谷区からもお一人認定をされております。指導農業士として認定された後につきましては、東京農業の振興に関する活動、女性農業者や青年農業者が活躍できる環境づくり、担い手への指導を行うこととなります。担い手への指導では、これから農業を始めようとする方に対する農業体験研修や、経験の浅い農業者に対する農業技術研修を行うことともなります。また、地域の農業者に対する農業経営に関するアドバイスも行っております。指導農業士になるための流れや要件につきましては、見開き左のページに具体的な記載がございます。ご本人から申請があった場合は、農業委員会総会での協議を経た上で、農業振興事務所へ推薦が必要となることから、本日この制度並びに資料の提供をさせていただきますところでございます。

なお、そのほかの部分につきましては、こちらの資料のとおりでございますので、後程確認をいただければと思います。

それともう1枚、「令和4年度未来につながる持続可能な農業推進コンクール」のチラシです。持続可能な農業の確立を目指し、意欲的に経営や技術の改善等に取り組んでいる農業者等を表彰するコンクールで、GAPの取得者、それから有機農業、環境保全型農業に取り組んでいる農業者、団体の2部門でございます。詳しくは、チラシの方をご確認いただければと思います。

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいで

しょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、ほかに何かございますでしょうか。

○宮川委員 2点程お伺いします。さっき質問すればよかったんですけども、特定農地貸付法の例の区民農園なんですけれども、資料No.5、これで〇〇さんの土地の所在地が岡本1丁目となっていて、案内図が2丁目なんです。これはどっちなんですか。

○事務局 岡本2丁目です。申し訳ございません。気がつきませんでした。

○宮川委員 もう1点は、農業委員会の開催の案内をいただいた中に、研修会の参加希望という文書を頂いたんです。参考までに、何名ぐらい出席者がおるか、教えていただければと思います。

○事務局 お二人程頂戴しております。

○宍戸会長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 特になければ、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。この後、農業パトロール説明が事務局からございますので、本澤委員、区議会議員以外の委員の皆様におかれましては、そのままお席にお残り下さい。

それでは、高橋昌規職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

○高橋会長職務代理

(会長職務代理挨拶)

この議事録は、令和4年8月31日(水)開催の第25回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男